

来月4月から消費税率が8%に！ 消費税引き上げ対策は万全ですか？

いよいよ消費税率が8%に増税されます。駆け込み需要や反動減への対策、値札の張り替え、資金繰り対策など対応しなければならぬことがたくさんあります。今回は、経理処理に関して注意しなければいけない点をいくつかご紹介します。

どのように対応すればよいか、今のうちから確認をしておきましょう。

Q・平成26年3月31日までに仕入れた商品を、同年4月1日以後に販売する場合には、旧税率（5%）が適用されるのですか？

A・税率の判断は販売時点になります。
平成26年3月31日までに仕入れた商品であっても、同年4月1日以後に販売する商品には、新税率（8%）が適用されます。

Q・4月1日以後の取引について、税込価格を旧税率時の価格に据置く予定です。この場合の売上は旧税率（5%）が適用されるのですか？またその場合には、取引先も旧税率（5%）で仕入税額控除を行うのですか？

A・4月1日以後の取引の税込価格を旧税率時の価格に据置いた場合でも、この売上には新税率（8%）が適用されます。また、取引の相手先も新税率（8%）で仕入税額控除を行うこととなります。

Q・3月31日までに、同日から1年間のコピー機のメンテナンス契約を受注し、代金を一括で受け取りました。この場合の消費税率はどうなりますか？

A・4月1日以後の役務提供の完了となりますので、原則として新税率（8%）が適用されます。ただし、契約または慣行により1年分の対価を收受することとしており、事業者が継続して代金受領時に収益計上しているときは、3月31日までに収益計上したものについては旧税率（5%）を適用しても差し支えありません。

Q・4月1日以降の支払い分を、3月31日までに前もって支払った場合、消費税率はどうなりますか？

A・新税率（8%）は、経過措置が適用される場合を除いて、4月1日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます。ご質問の場合、4月1日以後に対応する分の支払いであれば新税率（8%）となります。

Q・インターネット販売を行う場合、消費者の購入手続完了が4月1日前で、商品の発送・納品が4月1日以後となる場合、消費税率はどうなりますか？

A・商品の販売は4月1日以後に行われていますので、経過措置の適用がある

場合を除き、原則として新税率（8%）が適用されます。

Q・飲食業を営んでおり、深夜2時まで営業しています。4月1日零時以後の売上には必ず新税率（8%）を適用しないといけないのでしょうか？

A・事業者がレジスターなどの日付について、一定の売上計上基準を設けて継続的な処理をしている場合には、その基準に沿った税率を適用して差し支えないと考えられます。

Q・4月1日以後に得意先が倒産し、売掛金の全額が回収できないことが明らかになりました。この場合の貸倒処理について、どの税率を適用すればいいのでしょうか？

A・貸倒に係る消費税の税額控除は売掛金の発生時点での税率に基づきます。従って、売上計上の時期によって適用される税率が異なりますので、売掛帳などで売掛履歴をきちんと残しておくことが大切です。

その他様々なケースが考えられ、施行日前後は新旧税率が混在し、経理処理が煩雑になってしまいます。特に、次の3つのポイントに留意しましょう。

- ① 社内での売上計上基準等のルール統一と従業員への周知徹底（たとえば、売上は出荷基準なのか、引渡基準なのか、検収基準なのか）
- ② 適用税率について、取引先との事前確認（たとえば、経過措置が適用されるのかどうか）
- ③ 契約書などの書類整備、適用税率と

税額を明記した請求書等の作成（たとえば、税率と税額の両方を明記）。また、具体的な経理処理や取引等に関する適用関係は、個々の事実関係に基づき判断されますので、当所窓口でご相談ください。

【回答】
当所エキスパートバンク登録専門家・消費税転嫁対策窓口専門家
佐藤和仁税理士事務所（青葉区一番町）
税理士 佐藤 和仁氏

当所では、消費税率引き上げを乗り切ることができるよう様々なサポートを行なっています。窓口での相談はもちろん、事業所に専門家を派遣することも可能です。セミナーは、集中直前対策として3本実施します。

- 【経営戦略対策編】3月13日（木）
価格転嫁を実現する販売戦略
講師：中小企業診断士 大場宣英氏
 - 【法務対策編】3月14日（金）
消費税転嫁対策特別措置法4つのポイント
講師：弁護士 植松悟氏
 - 【税務対策編】3月20日（木）
経理処理や価格表示のポイント
講師：税理士 佐藤晴美氏
- 詳細は当所ホームページでご確認ください。